

日本政策金融公庫 国民生活事業 融資制度

小規模事業者経営改善資金（マル経融資）	
ご利用いただける方	商工会、県商工会連合会の実施する経営指導を6か月以上受けている小規模事業者（商工業者に限る。）であって、商工会長の推薦を受けた方
ご融資限度額	2,000万円
ご返済期間	設備資金 10年以内（うち据置期間2年以内） 運転資金 10年以内（うち据置期間2年以内）
利率（年）	特別利率F（令和8年4月1日現在2.50％）

※マル経融資に関しましては、無担保・無保証となります。

賃上げ貸付利率特例制度 概要	
ご利用いただける方	新たに事業を開始後3ヵ月以上の事業者であって、雇用者給与等支給額（注1）の総額が最近の決算期と比較して2.50%以上増加する見込みがある方（注2） （注1）雇用者に対する給与等の支給額のことをいいます。雇用者には、パート、アルバイトおよび日雇い労働者も含めますが、法人の役員および個人事業主の家族従業員は含めません。 （注2）最近の決算期において既に増加している方を含み、最近の決算期において雇用者給与等支給額の支出がない方を除きます。
利率（年）	各融資制度に定める利率－0.50%（ご融資日から2年間） （※）利率の下限は0.30%
その他	上記以外の融資条件は、各融資制度に定める条件が適用されます。

※お使いみち、ご返済期間、担保の有無などによって異なる利率が適用されます。

新規開業・スタートアップ支援資金	
ご利用いただける方	新たに事業を始める方または事業開始後おおむね7年以内の方（注1）
資金のお使いみち	新たに事業を始めるため、または事業開始後に必要とする設備資金および運転資金
融資限度額	7,200万円
ご返済期間	設備資金：20年以内 [うち据置期間5年以内] 運転資金：10年以内 [うち据置期間5年以内]（注2）
担保・保証人	お客さまのご希望を伺いながらご相談させていただきます
利率	（注3）お使いみち、ご返済期間、担保の有無などによって異なる利率が適用されます。

（注1）「新たに営もうとする事業について、適正な事業計画を策定しており、当該計画を遂行する能力が十分であると認められる方」に限ります。
なお、創業計画書のご提出等をいただき、事業計画の内容を確認させていただきます。
（注2）「廃業歴等があり、創業に再チャレンジする方」は、前事業に係る債務を返済するために必要な資金もお使いいただくことができ、運転資金は15年以内（うち据置期間5年以内）までご利用いただけます。
（注3）くわしくは、日本公庫ホームページ（<https://www.jfc.go.jp/>）をご覧ください。

静岡県信用保証協会 保証制度

メンバーズ保証制度 県下商工会会員の利便性を図る提携保証です						
保証対象者	保証限度額	保証期間	資金使途	連帯保証人	担保	保証料
県内商工会に6か月以上加入の商工会員 商工会の経営指導を6か月以上受けた非会員	1企業 1,000万円 但し500万円まで無担保限度額 8,000万円の別枠 申込みには商工会の「会員確認証」等が必要です。	10年以内	事業資金	必要となる場合がある。 但し、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要。	不要	0.35%～1.80%
協調支援型特別保証制度（申込受付期間：令和7年3月14日～令和10年3月31日） 原材料価格の高騰、物価高、人手不足等の影響を受ける中小企業者を応援する保証制度です 期間限定で国の補助により保証料の最大1/3が事業者負担から差し引かれます						
保証対象者	保証限度額	保証期間	資金使途	連帯保証人	担保	※保証料
次のいずれかに該当する方 ①申込金融機関から本制度による保証付き融資の実行と原則同時に本保証付き融資額の1割以上（融資期間12か月以上）のプロパー融資を受ける方 （プロパー融資…信用保証協会の保証を付さない金融機関の直接融資） ②申込金融機関の支援を受けつつ、自ら経営行動計画の策定ならびに計画の実行および進捗の報告を行う方	1企業 2億8,000万円	一括返済： 1年以内 分割返済： 10年以内 （据置期間は 運転資金1年以内、設備資金および 運転設備資金3年以内）	事業資金	必要となる場合がある。 但し、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要。	必要となる場合がある。	・保証対象者①の場合、0.30%～1.27%（R8.4.1～R9.3.31申込受付分、以降は欄外参照） ・保証対象者②の場合、0.34%～1.43%

※保証料 保証対象者①の場合、R9.4.1～R10.3.31申込受付分：0.34%～1.43%

経営者保証を不要とする取扱いについてのご案内

信用保証協会では、「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨を踏まえ、中小企業者の積極的な設備投資や事業拡大を促すこと等を目的として、一定の要件や法人と経営者との関係の分離状況等によって経営者保証を不要として取り扱う運用を行っております。また、経営者保証を不要とする保証制度を活用することにより、事業承継時に経営者保証を解除することができる場合がございます。さらに、令和6年3月15日からは、保証料率の引き上げを条件として経営者保証を提供しないことを選択できる制度の取扱いも開始しております。詳しくは商工会または静岡県信用保証協会までお問い合わせください。

商工会独自の融資

商工貯蓄共済融資制度						
融資対象者	融資の使途	連帯保証人	融資限度額	融資期間	融資利率	協会保証
共済加入者	運転資金 設備資金	1～2名 （審査結果に応じて連帯保証人の追加や物的担保が必要となる場合があります。）	1企業 1,500万円以内	10年以内	貯蓄積立金の範囲内 0.905% 1年以内 1.875% 1年超3年以内 2.125% 3年超5年以内 2.375% 5年超10年以内 2.625%	・積立金の範囲内は不要 ・信用保証協会の所定保証料率による

商工会員経営支援ローン（提携ローン）						
金融機関	名 称	融資対象者	融資限度額	融資期間・返済方法	融資利率	特 徴
スルガ銀行	ビジネスアップタームローン	会員証明書の発行を受けた法人・個人	2,000万円 （証書貸付）	8年以内 毎月の分割返済	変動金利 所定の基準金利を基に、個別に決定	・原則、無担保 ・原則、第三者保証人不要 ・所定の基準金利を0.10%引下げ
	ビジネスアップOD		1,000万円 （当座貸越）	1年毎の継続 原則として、随時返済		
清水銀行	しみずビジネスローン	会員証明書の発行を受けた法人・個人 業歴2年以上	5,000万円	6か月以上5年以内 元金均等返済	変動金利 同銀行基準金利より0.25%引下げし、個別に決定	・原則無担保 ・第三者保証人不要 原則7営業日以内に回答
静岡中央銀行	しずちゅうクレジットラインリリーフ （当座貸越型：カードローン）	会員証明書の発行を受けた法人・個人 業歴2年以上 信用保証協会利用対象業種 （農林水産業を含む）	500万円	法人：3年、個人：1年 残高階層ごとに返済額が設定されます。 （約定日前日の借入残高に応じた返済額） ※ATMでの任意（臨時）返済可	固定金利 5.00%～14.50% ※融資利率は審査によって決定	・担保不要 ・保証人 個人事業主…不要 法人…第三者保証人不要 ・ローンカードによるATMでの借入可
	しずちゅうクレジットラインリリーフ （証書貸付型）	会員証明書の発行を受けた法人・個人 業歴要件なし 信用保証協会利用対象業種 （農林水産業を含む）	500万円 （決算を2期終了していない場合は300万円以下）	1年以上10年以内 毎月元利均等返済 （決算を2期終了していない場合は5年以内）		

商工会員向けビジネスローン（全国商工会連合会の提携ローン）						
金融機関	名 称	融資対象者	融資限度額	融資期間・返済方法	融資利率	特 徴
三菱UFJ銀行	融活力	下記事項に全て該当する法人 ・商工会会員であること （会員証明書の発行が必要） ・業歴2年以上 ・最新決算で債務超過がないこと ・税金の未納がないこと	500万円～5,000万円 ※事業資金のみ	1ヶ月～5年までの元金均等返済	年2.10%～9.00% （変動金利） ※通常より0.25%優遇 （遅延損害金年率14.00%）	・原則無担保 ・第三者保証不要 （代表取締役の連帯保証が必要） ・手数料無料
		・商工会会員であること ・20歳～69歳までの方で以下に該当する方 ※業歴1年以上の個人事業主または、法人格を有する事業の代表者	10万円～1,000万円 ※法人経営者・個人事業主であれば事業資金以外でも利用可能（法人契約ではなく個人契約）	新残高スライドリボルビング返済方式 ※ご利用の都度、利用残高に応じて返済額が変動する方式	<u>カード型</u> ・年5.00%～17.80% （100万円以上は14.90%） （金融情勢等により変更する場合あり） <u>完済型</u> ・年4.80%～17.60% （100万円以上は14.90%） （金融情勢等により変更する場合あり）	・無担保 ・第三者保証不要 ・手数料無料

●融資利率等は令和8年4月1日現在のものです。経済、金融状況により変更する場合がありますので申込時にご確認下さい。

中小企業
融資制度早わかり
令和8年度



金融のご相談・お申込は

静岡県商工会連合会

<https://www.ssr.or.jp/>



静岡県制度融資 ご利用いただける範囲

県内に事業所を有する中小企業者等（個人・会社・組合等）で、次の要件を備えている方が利用できます。

※取扱金融機関、保証協会等による審査の結果、利用できない場合があります。

対象者

1 中小企業者

（中小企業信用保険法第2条第1項第1号、第2号、第5号及び第6号）

業種	資本金	従業員数
製造業・建設業・運送倉庫業	3億円以下	300人以下
※ゴム製品製造業 （自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く）	3億円以下	900人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業（飲食店を含む）	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
※ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
※旅館業	5,000万円以下	200人以下

資本金又は従業員数のいずれか一方が該当すれば対象となります。

2 協同組合等

（中小企業信用保険法第2条第1項第3号、第4号及び第7号から第11号）

- 中小企業等協同組合 ○協業組合 ○商店街振興組合
○生活衛生同業組合 ○酒造組合 等

対象業種

静岡県信用保証協会の信用保証の対象となる業種です。

対象外

- ・農業 ・漁業
- ・林業（素材生産業及び素材生産サービス業を除く）
- ・金融（信用保証の対象となる業種を除く）
- ・保険業（保険媒介代理業及び保険サービス業を除く）

※遊興性の強い業種（信用保証の対象となる業種を除く）や本来的に中小企業として馴染まない業種（宗教など）は、対象外です。

※事業を営むために許可、認可、登録、届出等を必要とする業種は、許認可等（既に申請中であって、許可等を受けることが確実である場合を含む）を受けていることが必要です。

資金使途

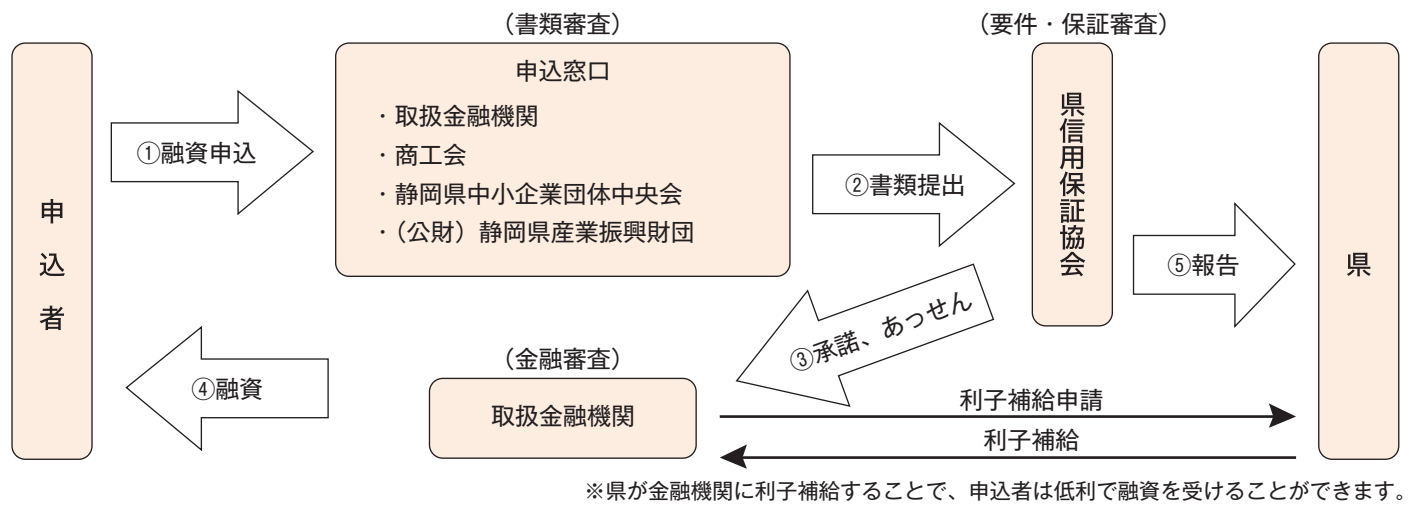
各資金の趣旨に沿った、中小企業者が行う事業の振興に必要な資金（事業資金）です。

対象外

- ・生活資金、住宅資金、投機資金、土地取得資金（地震リスク分散資金及びフロンティア推進資金等を除く）等
 - ・金融機関への融資申込前に契約済み又は購入、設置済みの設備（環境配慮建築物を除く。）
 - ・既借入金の借換資金（一部の資金で借換え可能な場合がありますので、静岡県商工金融課、又は静岡県信用保証協会へお問合せください。）
 - ・本県外の工場店舗等に要する費用（経営革新計画に基づく海外の事業に要する資金等を除く）
 - ・法人設立のための出資金（経営革新計画に基づく海外の事業に要する資金等を除く）
 - ・「3」、「5」、「7」ナンバーの自動車の購入（タクシー、レンタカー、福祉自動車*及び脱炭素支援資金における次世代自動車等を除く）
- *事業として要介護者等の移動のために使用する場合に限る。

手続きの流れ

経営改善資金、開業パワーアップ支援資金、経営安定資金 など



一般的な事業資金はこちら

1年以上継続して同一事業を営んでいることが必要です

融資対象者	融資限度額	融資期間(据置)	融資利率	協会保証料
1 中小企業の方で事業活動の資金が必要なとき 【経営改善資金】				
従業員100人以下（商業・サービス業は50人以下）の中小企業者	設備資金、運転資金 合計5,000万円	10年以内 （1年以内）	1.90%	0.30～1.30% （有担保の場合0.10%割引）
2 小規模企業者の方へ 【小口零細企業貸付】				
従業員20人以下（商業・サービス業は5人以下）の小規模企業者	設備資金、運転資金 2,000万円 （既保証残高と合計）	10年以内 （1年以内）	1.80%	0.40～1.50% （有担保の場合0.10%割引）
3 既往の県制度融資を借り換えて、毎月の返済額を軽減したいとき 【経営改善資金借換枠】				
県制度融資の既融資残高がある 中小企業者、組合 （一部の資金を除く）	（一本化） 県制度融資既借入金残高	10年以内 （1年以内）	1.90%	0.30～1.30% （有担保の場合0.10%割引） 経営安定関連保証 1～4号の場合0.60% 5号の場合0.58% 7、8号の場合0.50% 危機関連保証の場合0.80%
	（新規資金の投入） 県制度融資既借入金残高と 合計で5,000万円			
4 短期の運転資金が必要なとき 【短期経営改善資金】				
従業員50人以下（商業・サービス業は20人以下）の中小企業、組合 （転貸も可）	運転資金 1企業 700万円 1組合 1,500万円 （備考） 転貸の場合、1組合1億円、 かつ1組合員700万円	5か月以内	1.80%	0.30～1.30% （有担保の場合0.10%割引）

新規創業者の方はこちら

融資対象者	融資限度額	融資期間(据置)	融資利率	協会保証料
5 【開業パワーアップ支援資金】				
これから創業する者又は創業後1年未満かつ当資金未利用者の中 小企業者	1,000万円	10年以内 （1年以内）	1.50%以内	創業関連保証の場合0.00% スタートアップ創出促進保 証の場合0.20%
これから創業する者又は創業後5年未満の中小企業者（分社、法人成りを含む）	3,500万円	10年以内 （1年以内）	1.60%以内 創業関連保証、スタートアップ創出促進保証及び再挑戦支援保証の場合1.50%以内	0.30～1.30% （有担保の場合0.10%割引） 創業関連保証、再挑戦支援保証の場合0.65% スタートアップ創出促進保証の場合0.85%

より積極的な経営を目指す方に

1年以上継続して同一事業を営んでいることが必要です。

融資対象者	融資限度額	融資期間(据置)	融資利率	協会保証料
6 新しい事業活動又は他企業との連携に取り組み、経営の向上を目指すとき 【経営革新等貸付】				
経営革新計画、農商工連携事業計画、経営力向上計画、地域経済牽引事業計画、先端設備等導入計画、特定研究開発等計画について知事などの承認を受け、事業を実施する中小企業者、組合 ※経営力向上計画と、先端設備等導入計画は、設備資金のみが対象	設備資金、運転資金 合計1.6億円	10年以内 （1年以内）	1.60%以内	0.58%
7 脱炭素に係る取組み(地球温暖化ガス排出削減に寄与する設備の導入、新エネ・省エネ設備の導入等)を行うとき【脱炭素支援資金】				
E V、F C V等の次世代自動車、太陽光パネル、自家発電機等の新エネ・省エネ設備等の導入、環境性能評価で一定以上の評価を受けた工場等建築物の設備投資及び温室効果ガス排出削減計画書制度に基づき、計画書を県に提出した中小企業者、組合 ※導入設備等によって条件が変わりますので、ご相談ください。	1億円 （天然ガスコージェネレーション導入の場合3億円）	10年以内 （1年以内）	1.60%以内 新エネ設備特別型、次世代自動車等及び環境配慮建築物の場合1.40%以内	0.30～1.30% （有担保の場合0.10%割引） エネルギー対策保証の場合0.98%

融資対象者	融資限度額	融資期間(据置)	融資利率	協会保証料
8 事業承継に要する資金が必要なとき 【事業承継資金】				
1. 下記のいずれかの要件により後継者に事業を譲渡しようとする者 ① 経営承継円滑化法の認定を受けて事業承継を行う者 ② 事業承継・引継ぎ支援センター又は認定経営革新等支援機関の支援を受けて策定した事業承継計画に基づき事業承継を行う者 2. 前項各号いずれかの要件を満たす者から事業を譲り受ける者	設備資金、運転資金 借換資金 合計2.8億円	運転資金 10年以内 設備資金 15年以内 借換資金 10年以内 （1年以内）	1.60%以内	0.30～1.30% （有担保の場合0.10%割引） 事業承継特別保証 経営承継借換関連保証 0.00～0.95% 事業承継サポート保証、 特定経営承継準備関連保証 0.80%
9 プロジェクト分野の事業を行う場合 【成長産業分野支援資金(プロジェクト分野)】				
プロジェクト分野*に参画する中小企業者、組合 ※プロジェクト分野とはファルマバレー（医療・健康関連産業）、静岡ウェルネス（未来型食品・ウェルネスサービス関連産業）及びフotonバレー（光・電子技術関連産業）です。	設備資金、運転資金 合計10億円	10年以内 （1年以内）	金融機関 所定金利・ 利子補給率	0.30% ～ 1.30% （有担保の場合0.10%割引）
この他に、【10 少子化対策・障害者雇用支援貸付】、【11 防災・減災強化資金】、【12 地震リスク分散資金】、【13 フロンティア推進資金】、【14 成長産業分野支援資金(成長産業分野)】があります。				

経営の安定化のために

15、16、19は1年以上、18、20は6か月以上継続して同一事業を営んでいることが必要です。（利子補給している市町もございますので、詳しくは商工会にお問い合わせください。）

融資対象者	融資限度額	融資期間(据置)	融資利率	協会保証料
15 売上が減少、原油・原材料高で粗利が減少、金融機関の合理化で借入が減少しているとき 【経済変動対策貸付】				
売上が減少している中小企業者、組合 （以下のいずれかに該当） ・最近3か月（6か月）間の売上高が前年同期比10%（5%）以上減少 ・最近3か月（6か月）間の売上高が2年前又は3年前の同期比15%（10%）以上減少 ・最近3か月間の月平均売上高営業利益率が前年同期比20%以上減少 内外の金融秩序の混乱その他の事象が突発的に生じたことにより、信用保険法第2条第6項に該当することについて、市町長から認定を受けた中小企業者、組合	設備資金、運転資金 合計5,000万円	10年以内 （設備3年以内、運転2年以内）	1.60%	0.28～1.20% （有担保の場合0.10%割引） 経営安定関連保証 2号、4号の場合0.60% 5号の場合0.58% 7号の場合0.50% 危機関連保証の場合0.80%
16 米国関税措置の影響を受ける中小企業者 【経済変動対策貸付（米国関税対応枠）】				
売上が減少している中小企業者、組合 ・米国関税措置により、直近1か月の売上高が前年同月比5%以上減少し、かつ今後2か月間を含めた3か月間の売上高が前年同月比5%以上減少することが見込まれる中小企業者	設備資金、運転資金 経済変動対策貸付 全体で8,000万円	10年以内 （設備3年以内、運転2年以内）	1.60%	0.28% ～ 1.20% 経営安定関連保証 5号の場合0.58%
17 外部の専門家の支援を受けて経営改善する場合 【経営力強化資金】				
金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受け、自ら事業計画を策定し、計画の実行と進捗の報告を行う中小企業者、組合	設備資金、運転資金 借換資金 合計8,000万円	運転資金 5年以内 設備資金 7年以内 借換資金 10年以内 （1年以内）	1.60%	0.45% ～ 1.75% 経営安定関連保証 5号の場合0.68%
この他に、【18 連鎖倒産防止貸付】【19 再生企業支援貸付】【20 中小企業災害対策資金】があります。				

○表中の保証料率は、貸付金額に対する表示です